

# 対応方針個別事業シート

No. 1

事業番号	2-1	事業名	職員厚生会交付金	担当課	職員厚生課
仕分け結果	不要	対応方針案	改善	改善内容	事業の一部廃止
仕分けにおける主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済組合の二階部分と思われるので、特に実施しなくてはならない必然性はない。</li> <li>・ 都道府県で廃止しているところもあり、共済との役割分担を明らかにした上で、廃止が適当。</li> <li>・ 共済組合制度ですら、過剰な福利厚生サービスであることが批判される中、その上乘せとしての制度であれば、妥当なものとは思われない。</li> <li>・ 職員が本当に必要としている事業を行っているか不明。事業を精査すべき。</li> <li>・ 市民へのメリット(税を投入している)を明確に説明すべき。</li> <li>・ 充当金の妥当性など、市民に説明する責任があるので、明確にする様見直しをしていただきたい。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的な流れを見ても、余暇活動に余計なお金を出すべきではない。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた対応方針】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人間ドック助成等の健康事業については、法制度上、共済組合事業と地方公共団体の厚生事業との共同実施等を推奨しており、むしろ職員の健康管理を事業主である市の責務として捉え、引き続き、交付金の充当を継続します。</li> <li>2 また、団体運営費(人件費、事務費等)についても、職員厚生会が、事業主である市に代わって職員の福利厚生を担っているという公的役割があることから、引き続き、交付金の充当を継続します。</li> <li>3 しかしながら、バスツアーやスポーツ大会等のレクリエーション事業については、法制度上の問題はないものの、今回の仕分け結果を重く受け止め、今後、交付金を一切排除し、会費収入で実施します。</li> <li>4 職員厚生会の事業の再構築や公費負担のあり方については、これまで進めてきた見直しの取組みを引き続き実施します。</li> </ol>				
	<p><b>【平成23年度の対応】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員厚生会交付金交付基準を改正し、レクリエーション的要素を含む交付金1/2充当事業への交付金充当を廃止します。</li> </ol> <p style="margin-left: 40px;">※平成22年度予算ベースで、交付金60,982千円から交付金1/2充当部分13,178千円を減じた47,804千円となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 交付金の使途を分かりやすくするため、職員厚生会における「一般会計」を、「交付金充当事業の会計」と「交付金非充当事業(会費等の充当事業)の会計」に分けます。</li> <li>3 市民の理解を促進するよう職員厚生会の「社会貢献活動」の充実を図ります。</li> </ol> <p><b>【仕分け結果と対応方針が異なる理由】</b></p> <p>「不要」評価の仕分け人の主たる意見である『職員厚生会の福利厚生事業が共済組合事業と重なるので、職員厚生会への市交付金を廃止すべき』について、そもそも「福利厚生事業」と「共済組合事業」は、地方公務員法第42条と同法第43条の規定に基づく異なる制度の事業であり、事業内容が重なることを理由に、福利厚生事業を行う職員厚生会への市交付金を不要とする考え方は法の趣旨に反するため。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 2

事業番号	2-3	事業名	銀河連邦サガミハラ共和国事業	担当課	渉外課	
仕分け結果	市(要改善)		対応方針案	改善	改善内容	事業の充実
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市間交流のひとつのきっかけとしては意義があったと思うが、現時点では意義があるかは疑問。</li> <li>・ 「共和国」という手法も、今となっては時代遅れの感が否めない。施策の推進という意味も主体があいまい。</li> <li>・ JAXAとのコラボは、別事業として展開すべき。</li> <li>・ 市の正規職員を配置するほどではない。</li> <li>・ プロモーションは民間の考え、発想の方が有効ではないか。</li> <li>・ 参加者数が少ないので、展示の内容などを充実させて、認知度を上げるべき。</li> <li>・ シティプロモーションとしての取り組みのほか、民間の活用も図るようにしてもらいたい。都市としてのアイデンティティを確立するという側面を含め、さらに踏み込んだ対応をすべき。</li> <li>・ 国(JAXA、科学未来館)との連携も必要。</li> <li>・ 連合国の負担の見直しを検討する必要がある。</li> <li>・ 市独自の事業も活発化していく。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済状況から鑑みても、経済交流等はわざわざ市の職員が介入して行うのではなく、民間が主体となって行うことによって、より効率的に行えるのではないか。</li> <li>・ 現状は取組みの範囲が中途半端であり、相模原市としてのアイデンティティを醸成するためには予算を拡充して十分なものにしていくべき。</li> <li>・ もう少し予算を削減できるのではないか。負担金は減らすべきだと思う。</li> </ul>					
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた対応方針】</b></p> <p>銀河連邦では、23年間にわたりJAXAと連携し「宇宙」をキーワードに様々な事業を行っており、子ども留学交流や経済交流などの交流事業のほか、宇宙啓発事業などを行っています。</p> <p>特に、経済交流については、民間事業者により構成される「銀河連邦経済連絡協議会」が中心となり銀河連邦の各共和国と連携し、商店街の活性化や新商品の開発など経済促進に積極的に取り組んでいます。</p> <p>今後は、さらにJAXAとの連携を強化し、銀河連邦各国や全国にあるJAXA各事業所の人的、学術的資源の活用を図り宇宙をテーマとした事業を先進的に展開し、市民の宇宙に対する関心を喚起するとともに、相模原市と宇宙との関わりを強調したシティセールスにつながる取り組みを進めます。</p> <p>＜銀河連邦構成団体及び各共和国の負担の見直し＞          ⇒現在、6つの市町で銀河連邦を構成していますが、筑波宇宙センターやNASAなどとの連携を視野に入れ、構成団体の見直しに向けた課題の整理を平成23年度内に行います。また、平成22年度中に共和国事業の見直しや現在の構成団体との負担金割合の考え方を整理します。</p> <p>＜国(JAXA)との連携や市独自の事業の活性化＞</p> <p>○JAXAとの連携を強化した事業展開          ⇒平成23年度から、さらに機会を増やし実施します。</p> <p>例)宇宙飛行士や宇宙に関する著名な研究者を招いた講演会          →平成22年度実施例 宇宙飛行士山崎直子/スペースシャトルクルーミッション報告会          (主催:銀河連邦サガミハラ共和国 約500人参加)</p> <p>銀河連邦各共和国とテレビ会議システムを活用した事業を開催          →平成22年度実施例 野口聡一宇宙飛行士リアルタイム交信イベント          (主催:銀河連邦 約600人参加)</p> <p>衛星打ち上げの際には、パブリックビューイングを開催          →平成22年度実施例 「はやぶさ」帰還パブリックビューイング、横断幕の掲示等          (主催:JAXA※市としてはPRしなかったが、パブリックビューイングには約1500人参加)</p> <p>○民間活力の活用や関係機関との連携を強化し、「宇宙」をテーマとした魅力発信事業の展開          ⇒平成22年度内にJAXA等の関係機関と課題の整理等を行います。</p> <p>[民間活力活用事業]銀河連邦経済連絡協議会を中心に経済交流をさらに促進します。          [「宇宙」をテーマにしたまちづくりの推進]JAXA等の関係団体と課題の整理をします。</p>					
対応予定年度	平成22年度～平成24年度					

# 対応方針個別事業シート

No. 3

事業番号	2-5	事業名	さがみはら都市みらい研究所ホームページ運用管理業務	担当課	広域行政課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新料及び頻度、アクセス数いずれも不足。良い内容があっても、これでは活用されていないと同義ではないか。</li> <li>・ アンケートの回答も極めて少なく、市民との協働のベースとは到底呼べないのではないか。</li> <li>・ 現状の研究所の機能、果たしている役割から見て、独自ホームページを設けることには、むしろ弊害がある。</li> <li>・ 資料を載せているだけなので、市のHPで充分。</li> <li>・ 都市みらい研究所でコンテンツを含めて考えるべき。</li> <li>・ 更新に費用がかかるのは理解できるが、毎年80万円の使い道がわからない。</li> <li>・ 経費の見直し、情報の発信、更新について検討してはどうか。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いい情報があると思う。情報を分かりやすく見せられれば有効だと思う。現状の形ではもったいない。</li> <li>・ 掲載内容が研究成果のみなので、わざわざ掲載する必要性が乏しい。1度閉鎖して新たに作り直してはどうか。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた対応方針】</b></p> <p>閲覧件数等から費用対効果を考慮すると、現状のホームページの内容を継続することは望ましくないため、廃止します。</p> <p>その上で、市のホームページを活用した情報発信を行うとともに、その中でトピックス等時宜にかなった情報も掲示することで市民に関心を持っていただく方法を考えていきます。</p> <p>なお、さがみはら都市みらい研究所の研究成果、調査活動の状況等を、いつでも誰でも閲覧できる環境にすることは、本研究所の設置目的の一つである「市民、学識経験者、NPO、企業等の多様な主体の英知を結集すること」という主旨からも重要であるため、今後1年程度かけて、改めて情報発信のあり方、具体的な手法等について検討します。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 4

事業番号	2-6	事業名	市民意識調査事務	担当課	広域行政課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民へのアンケート・調査のコントロールセンターとしての役割を発揮すべき。</li> <li>・ 市民満足度調査などとの重複は避けたい。⇒アンケートに対する分析(専門性)を統制するように改善する必要がある。</li> <li>・ 趣旨目的がはっきりしない。</li> <li>・ 目的の明確化、他のアンケートとの連携、住み分けを図るべき。</li> <li>・ 相模原市の世論調査を充実すべき。</li> <li>・ 市民満足度調査という定例的調査を補完する調査は必要。ただし、全体的な位置付けを明確にして実施されたい。</li> </ul> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートに関して全域を統括するコントロールセンターがない状況では、類似のアンケートを複数の課が作成し、結果としてアンケートのためのアンケートになりかねない。本事業そのものに問題があるとはいえないが、ゼロベースで見直し、アンケートの統合なども再度検討をお願いしたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた対応方針】</b></p> <p>今後の取組みにおいては、現行の「単独の内訳項目としての『市民意識調査事務』としての予算計上」は行わず廃止とします。今後は、調査研究の内容、進め方、必要性、庁内の他の調査予定等を勘案し、アンケートに限らず委託調査が必要と判断されるときに、当該調査研究事業の一環として適宜、予算化していくものとします。</p> <p>また、アンケート調査を実施することが適当な場合、広聴広報課所管の「市政に関する世論調査」等他のアンケート調査との合同実施も選択肢の一つとしていきます。</p> <p>なお、「議論における意見」にある『コントロールセンター機能』については、他局にも係る案件であるため、今後、関係課等による協議の場を設置する方向で庁内検討を進めます。</p> <p><b>【上記の対応方針とした理由】</b></p> <p>自治体シンクタンクとしての役割に基づき、市民ニーズに合致した調査研究を実施していくためには、統計データの分析⇒市民意識・行動実態の把握⇒現状の整理⇒課題の抽出⇒(必要に応じ、対応策に関する市民意向の確認)⇒対応策の検討⇒施策提案等という流れが基本であり、今後も堅持していく必要があります。このうち、「市民意識・行動実態の把握」、「対応策に関する市民意向の確認」のため、アンケート手法を採用してきたものですが、その主旨・目的、実施効果について、十分にご理解をいただけませんでした。</p> <p>しかし、指摘・評価を真摯に受け止め、アンケート調査の主旨・目的の明確化、実施目的に基づく設問設定、他の市組織の実施するアンケート調査との連携や棲み分けなど、これまでも考慮してきた事項について、さらに十分な検討を行う必要があることから、上記のとおり対応していきます。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.5

事業番号	1-1	事業名	さがみはらネットワークシステム(施設予約)運用管理事業	担当課	情報政策課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の効率化
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設のオンライン予約システムは全市を対象とする施設においてこそ効果がある。</li> <li>・ 公民館、学習室のような「地域」施設と切り分けて検討すべき⇒「切り分けて」民間システムを使うと費用は相当に削減できると思われる。</li> <li>・ 利用実態のデータを詳細に分析すべき。</li> <li>・ 利用率と固定費と変動費を考慮して、街頭端末機を減らすなどの対象施設の精査をすべき。まず、データをとって分析することからはじめる必要がある。</li> <li>・ システムの運用方式、利用手段の見直しの必要性あり。</li> <li>・ 街頭端末機のあり方の検討が必要。</li> <li>・ 街頭端末機のコスト改善が必要。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年平均コストが6,000万円がかかっているという実態がある。</li> <li>・ 街頭端末機とは別に、業務端末の利用に伴う500万円が事業費としてかかってしまう。</li> <li>・ 施設別、媒体別の利用実績の精緻な調査を行った上でどの部分を伸ばし、どこを廃止するのかを見直していくべき。</li> <li>・ 独自の街頭端末機については代替手段があることから、施設の性格と地域性、利用件数の実態とコストを分析してほしい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>○街頭端末機について 機器リース期限が平成26年2月19日であり、現時点で撤去(リース契約の解約)する場合、継続してリースする場合と同額の解約金が発生すること、また、年間で10万件を超える利用があることから、即時の見直しは困難ですが、平成22年度中に設置基準を作成し、機器リース期間中の平成22年度から24年度における利用実績及び地域特性等を基に、設置基準を満たしていない街頭端末機の廃止・統合を行います。(平成25年度予算に反映します。)</p> <p>○施設予約システムについて 当システムは、本市が独自に構築したシステムではなく、パッケージソフト(民間システム)を利用し、さらに現行システムでは、新たにホスティング方式を採用するなど、システム運用業務の大半を委託化し、大幅な経費削減を図っています。また、公民館等についてもスポーツ施設と同様に全市的に利用することが可能な施設であり、公民館等の予約を他の施設とは別の方法で受け付けることは、利用者の利便性や予約受付事務の効率性の低下を招くこととなります。 このため、当面は現行どおりの運用とし、今後、費用対効果等のさらなる検証を行い、街頭端末機の取り扱い方針と合わせ、対応方針を決定します。</p>				
	対応予定年度	平成25年度			

# 対応方針個別事業シート

No. 6

事業番号	2-4	事業名	魅力ある公共建築づくり推進事業	担当課	公共建築課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の合理化
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザーも大事だが、市民の参加(仕組みづくり、議論の経過⇒オープン化、陳情・要望にとどまっていはいけない)も重要。</li> <li>・ 指針の見直しは急務。</li> <li>・ 職員がすでにノウハウを持っているはず。</li> <li>・ アドバイザーが必要ならば、市民ワークショップなどを使うべきでは。</li> <li>・ アドバイザーの役割が見えてこない。</li> <li>・ 評価は利用者である市民がすべき。</li> <li>・ 限られた財源の中で、将来の市民共有の資産としてどう残していくか、というこだわりが必要。</li> <li>・ 全体的に見直す必要がある。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザーの位置づけが見えない。そこをはっきりさせた上で、指針を現状に沿う形で改定を行い、事業への取組みを行ってほしい。その点において市民から愛着を持ってもらえる施設をつくるにはどうしたらいいかを考えるべきである。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>○アドバイザーについて 建築学の専門知識を有するアドバイザーについては、最新の情報や民間の動向も含めた幅広いノウハウが必要なことから、引き続き活用していくものですが、個別の事案ごとに対応があいまいであったことから、今年度中に設計候補者の選考等に係る対象物件やアドバイザー派遣に係る基準を作成します。</p> <p>○市民参加のあり方について 公共建築物の計画・設計段階における市民参加のあり方や建築後の評価方法等については、早急に検討を行います。</p> <p>○整備指針について 現行の「魅力ある公共建築物整備指針」も策定後16年が経過し、現状と乖離が生じていることから、見直しに着手し、関連する計画等の策定状況等を勘案しながら平成24年度中に新しい整備指針を策定します。</p>				
対応予定年度	平成24年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 7

事業番号	1-4	事業名	ソレイユさがみ女性相談事業	担当課	男女共同参画課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	相談員の任用の明確化
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般相談と専門相談の区分と運用形態、指定管理者と直営の共存、相談者の任用(OBの任用)という点で改善の余地が大きい。</li> <li>  * 相談システム設計</li> <li>  * 指定管理、直営共存の間接コスト</li> <li>  * 相談者の任用     を至急検討すべき。</li> <li>・ 一般相談は市全体で行うという方向で検討し、相談員は選定要件手続きを明確にすべき。</li> <li>・ 市民相談課との連携が必要。</li> <li>・ 相談窓口を他相談窓口と区分けする目的があいまい。</li> <li>・ 女性に限定することが本当に必要なのか。</li> <li>・ 一般相談員の採用が不透明・公正性がない。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談のシステムを再検討すべき。</li> <li>・ 指定管理者と直営部分の切り分けられないことがありそう、共存による間接コストの増大について検討を。</li> <li>・ 相談員の任用の際の透明性の拡大。</li> <li>・ 女性限定というより、広めの相談窓口等も考えた方がよい。バランスを考えた方がよい。</li> <li>・ 男性のためのDV相談を行っている市もある。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>○相談員の任用規定について 資格要件等の検討も含め、平成22年度中に策定し、平成23年度から施行します。</p> <p>○女性相談室の管理運営について 指定管理者による運営、あるいは民間委託による運営等について、他市の状況等を参考にメリット、デメリットを検証し、男女共同参画推進センターの次期指定管理者の選考手続開始(平成24年度末)までに運営形態を確定します。</p> <p>○女性相談室の一般相談について 社会構造から発生する女性特有の相談内容を多く受け、相談員はカウンセリングを中心とした継続したサポートを行っており、利用者は女性の相談員を希望しています。また、一般相談は専門相談をより効率的に利用していただくための事前相談としての位置づけもあることから、専門相談だけにすることは非効率であり、市民サービスの低下にもつながるため、現行どおりとします。 また、男性のためのDV相談については、現在神奈川県等、男性相談を行っている関係機関に引き継いでいることから、今後も同様の対応を継続していきます。</p>				
	対応予定年度	平成23年度			

# 対応方針個別事業シート

No.8

事業番号	1-2	事業名	安全・安心まちづくり啓発推進事業(安全・安心マップパソコン情報提供業務)	担当課	生活安全課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供の目的が不明確であり、効果も測定不能。</li> <li>・ 情報提供から、市民の行動・注意にどのように結びつくかの説明ができれば不要。</li> <li>・ 啓発のみのシステムとしては大げさすぎる。県警との重複もある。</li> <li>・ 単なる情報提供だけでは、費用を投入する意味が希薄。これにより、安全・安心が図られるとは思わない。</li> <li>・ システムの役割が不透明。</li> <li>・ 安全防犯対策としての役割という視点で効果的ではない。</li> <li>・ 情報提供だけでなく、対策があると良いと思う。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の協力が必要だと思う。</li> <li>・ この事業の判定は、パソコンでの情報提供するという点が不要であるということ。防犯での対策はいろいろ行っていると思うし、啓発もしているし、効果もあがっているかもしれない。</li> <li>・ 市民の安心のためにどのように活用すべきかを検討いただきたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>「さがみはら安全・安心マップ」は、平成22年度末をもって廃止します。</p> <p>「さがみはら安全・安心情報システム運用業務委託契約」の契約期間が平成22年4月1日から平成23年3月31日であるため、平成22年度中は当該システムを運用し、平成23年度からは契約を更新しないこととします。</p> <p>なお、23年度マップシステム終了後については、現行の各地区別の街頭犯罪発生状況(統計数値)を市のホームページ上で引き続き提供するとともに、神奈川県警がホームページで実施している「街頭犯罪等発生マップ」へリンクするなどして、市民への情報提供に努め、防犯意識の向上を図ります。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 9

事業番号	1-5	事業名	福祉機器展示室(ウェルネスさがみはら2階)運営委託業務	担当課	地域福祉課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業全体の見直し
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約10年経って、機器展示やデモなどの「あり方」「マーケット性」「コスト」に関する状況が大きく変化している。床のコストも含め、利用実態、機器販売やレンタルの市場性も考慮して、事業を見直すべき。例えば経費3割減を目標にすれば、改善等が出てくる可能性がある。</li> <li>・ 対象物を精査、重点化し、施設規模を縮小すべき。社会福祉協議会との関係があいまいなので明確にすべき。</li> <li>・ 必要なものに特化して、展示スペースを縮小すべき。</li> <li>・ 最終的には相談業務に絞る必要あり。</li> <li>・ 民間レンタル業者が増加している背景から、この展示室については方針転換するのが良いと考えられる。福祉器具の選定やニーズを考えると改善する必要がある。</li> <li>・ 完全に無くすまでにはおよばないと考える。</li> <li>・ 展示だけではなく、貸し出し・体験を考えた方がよい。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験以外に貸出も行った方がよいのではないか。</li> <li>・ ニーズの分析や人件費内訳の精査が必要。</li> <li>・ 経費の30%減などの目標を設定した方がよい。支出の削減と収入の増加を考えるべき。</li> <li>・ 社会福祉協議会としても相談業務を行っているので、市として2重補助になっていないか。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者ニーズに応じて展示機器や運営体制を見直します。</li> </ul>				
	<p><b>《見直し方法》</b> 実態調査等の実施</p> <p>①利用者 利用者の実態調査を実施し、来室目的や相談内容の分析を行います。(平成22年9月～平成23年3月)</p> <p>②関係機関 地域包括支援センター等の関係機関を対象に、福祉機器に関するニーズ調査を実施します。(平成22年9月)</p> <p>③出品協力業者 出品協力業者に対し展示機器や費用負担のあり方について、調査を実施します。(平成22年9月)</p> <p>※ 実態調査等の結果を踏まえ、全体的な見直しを行います。(展示品の精査は平成23年度以降順次実施し、予算を伴う見直しについては平成24年度に実施します。)</p> <p><b>《想定される効果》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者ニーズに合った展示品の充実(ニーズの少ない展示品の削減)</li> <li>・ 運営委託料の削減(10%以上の削減を目標)</li> </ul>				
対応予定年度	平成24年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 1 0

事業番号	2-7	事業名	横浜水道みちサイクリングツアー事業	担当課	津久井保健福祉課
仕分け結果	不要	対応方針案	改善	改善内容	公民館へ移管
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業のあり方が中途半端。横浜水道に着目した総合的な施策として発展させるべき。</li> <li>・ 事業目的が不明確。市として行う意味が分からない。</li> <li>・ 公民館事業にするか、シティセールスに活用するかなどの検討をすべきではないか。</li> <li>・ 事業自体は良いと思うが、中途半端に感じる。</li> <li>・ 根本的に見直しを。</li> <li>・ 津久井の水源地を知るアイデアは面白いが、参加者が地域に限定されている。</li> <li>・ 政令市移行を機に市全体としての取組みとして展開すべき。</li> <li>・ 現行のままであれば、市が関与する事業としては不要と思える。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業自体は良いものである。しかしそれが上手く生かしておらず非常にもったいない。現状の事業の立ち位置が中途半端であることから、一旦ゼロベースで考え直し、事業のやり方について再検討すべきである。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の在り方や対象者を早急に検討し、より効率的な事業として公民館への移管を含め、再構築を図ります。ただし、当面は津久井地区の事業として継続します。</li> </ul> <p>＜現状把握＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津久井地区の青少年の健全な育成を目的に実施している青少年事業であり、相模原市青少年指導員津久井地区協議会が主管し、中学生を対象に実施しています。</li> </ul> <p>＜受益者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者が津久井地区に限定されていることについては、あくまで相模原市青少年指導員津久井地区協議会が青少年の健全な育成を目的に実施する青少年事業であるためです。今後、事業のあり方や対象者について早急に検討します。</li> </ul> <p>＜事業の効率化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における青少年事業は、旧相模原市の18地区では、青少年の健全な育成を目的に活動する青少年指導員と青少年教育を行う公民館が協働し、実施されています。よって、事業のあり方や対象者を早急に検討し、公民館事業への移管を含め、事業を改善します。</li> </ul>				
	<p><b>【仕分け結果と対応方針が異なる理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業は、地理や歴史を学ぶとともに、自立の気持ちや仲間との相互扶助を養うことを目的に、津久井地区の青少年指導員が事業を企画、実施しております。そのため、津久井地区の青少年教育及び青少年の健全な育成を図ることを目的として、当面の期間継続しますが、事業仕分けの結果を踏まえ、事業のあり方や対象者を早急に検討し、公民館への事業移管を含め、再構築します。</li> </ul>				
対応予定年度	平成26年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 1 1

事業番号	2-8	事業名	津久井地区小学生宿泊体験事業	担当課	津久井保健福祉課
仕分け結果	不要	対応方針案	改善	改善内容	公民館へ移管
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ津久井だけなのかが不明確である。</li> <li>・目的・効果に妥当性があるなら全市の小学生に広げるべきではないか。</li> <li>・目的は良いと思うが、現状のままでは効果が少ない。</li> <li>・30人しか応募しない理由も考えるべき。</li> <li>・宿泊体験は他の取組みがあるので、重複の可能性あり。</li> <li>・市としての児童宿泊体験事業は別途あるので、この事業については、地域住民の自主的ボランティア事業として行うべき。市の関与は必要ない。</li> <li>・施設の需要はあるようだが、市の事業としては工夫が足りない。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の宿泊事業と内容が重複しており、30名しか参加者がいないことを考えても不要。</li> <li>・事業として決して悪いものではないが、地域で行っているものを全市的に行うのか、区単位で行うのかといったことを含めて抜本的見直しが必要な事業</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の在り方や対象者を早急に検討し、より効率的な事業として公民館への移管を含め、再構築を図ります。ただし、当面は津久井地区の事業として継続します。</li> </ul> <p>&lt;現状把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津久井地区の青少年の健全な育成を目的に実施している青少年事業であり、相模原市青少年指導員津久井地区協議会が主管し、中学生を対象に実施しています。</li> </ul> <p>&lt;受益者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者が津久井地区に限定されていることについては、あくまで相模原市青少年指導員津久井地区協議会が青少年の健全な育成を目的に実施する青少年事業であるためです。今後、事業のあり方や対象者について早急に検討します。</li> </ul> <p>&lt;事業の効率化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における青少年事業は、旧相模原市の18地区では、青少年の健全な育成を目的に活動する青少年指導員と青少年教育を行う公民館が協働し、実施されています。よって、事業のあり方や対象者を早急に検討し、公民館事業への移管を含め、事業を改善します。</li> </ul>				
	<p><b>【仕分け結果と対応方針が異なる理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、地域の自然環境や文化、家庭の機能や集団生活のあり方などを学ぶとともに、自立心や社会性を養うことを目的に、津久井地域の青少年指導員が事業を企画、実施しています。そのため、津久井地区の青少年教育及び青少年の健全な育成を図ることを目的として、当面の期間継続しますが、事業仕分けの結果を踏まえ、事業のあり方や対象者を早急に検討し、公民館への事業移管を含め、再構築します。</li> </ul>				
対応予定年度	平成26年度				

# 対応方針個別事業シート

No.1 2

事業番号	1-7	事業名	陣馬山ハイキング事業	担当課	藤野保健福祉課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	公民館へ移管
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体の配分のルールを決める。全体のバランスをとる。その上で新たに実施していくべきと思う。</li> <li>・ 事業の趣旨から、公民館事業への転換は問題ない。しかし、市全体の公民館事業としての整合性がとれるか、また、支出項目に問題が無いのかという点を十分にチェックする必要がある。</li> <li>・ 政令指定都市の枠組みの中で、個別で一公民館事業として計上するのは、公平性に課題があるのでは。</li> <li>・ 政令指定都市の一事業としてのあり方について今後検討する必要がある。</li> <li>・ 藤野地区だけでの活動になっているので、市としての活動にするべき。</li> <li>・ 「費用対効果」で言えば最高ランクだと思う。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費の内訳(経費の半分がバミダナ購入)から見て委託料で組むのは問題がある。</li> <li>・ 今後公民館事業に移行する場合、市全体の公民館事業の整合性、まちづくりの方向性の立て方の検討が必要。</li> <li>・ 税金の配分をどうするのかという計画をきちんと立てることが大事。事業自体は悪いと思わないが、委託の形式を含めて一旦廃止して再構築すべきではないか。</li> <li>・ 藤野町から全市として幅を広げたほうが良いのではないか。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤野中央公民館への移管に合わせて、平成23年度中に事業の在り方や対象範囲について検討します。(平成23年度からの移管に向け調整中)</li> </ul> <p>&lt;現状把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業は、「相模原市藤野地区子ども会育成連絡協議会」及び「相模原市青少年指導員連絡協議会藤野地区協議会」、「相模原市体育指導委員連絡協議会(藤野地区体育指導委員)」の3団体が実行委員会を組織し、青少年の健全な育成や環境教育、地域社会の連帯感の醸成などを目的に、企画・実施しているものです。</li> <li>・ 本事業は、昭和40年から実施されており、来年度で第46回を数える地域に根ざした伝統的な事業であり、子どもたちが家族や地域社会との連帯感や郷土の素晴らしさを学ぶ絶好の機会となっています。</li> </ul> <p>&lt;受益者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者が藤野地区に限定されていることについては、本事業を、上記の藤野地区の3団体で構成される実行委員会が実施しているためであり、23年度中に事業対象範囲について検討します。</li> </ul> <p>&lt;事業の効率化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の所管を藤野中央公民館へ移管します。青少年教育や社会教育を目的とした「陣馬山ハイキング事業」は、その性格上、藤野中央公民館が所管事業として実施することが、より適正であり、また、本市の公民館事業のあり方との整合性や公平性の観点からも問題はなく、今後も実行委員会による自主・自立的な事業実施が可能です。</li> </ul>				
	対応予定年度	平成23年度			

# 対応方針個別事業シート

No.1 3

事業番号	1-6	事業名	生きがい農園運営事業	担当課	高齢者福祉課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	廃止	改善内容	
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数ある「市民農園」は直ちに統合すべき。また、補助金(農地整備・維持)の基準見直しも必要。事業仕分けを契機に見直しを図るべき。</li> <li>・ コスト削減への取組みが不十分に感じる。</li> <li>・ 類似事業4つ(レクリエーション農園、コミュニティ農園、生きがい農園、城山健康づくり農園)を早急に一本化すべき。</li> <li>・ 窓口が多すぎる。類似事業との差別化がない。</li> <li>・ 対象者の選定に改善すべき点がある。</li> <li>・ 年齢対象を見直した方が良い。人件費(比率)が高い。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つの農園事業を統合してもらいたい。人件費が嵩み、4課で1,000万円近くかかっている実態を考えれば、今回の仕分けを機に早急に動いて現状を解消していただきたい。</li> <li>・ 人件費の考え方として、事業の改善が図られず、昨年度と同じことをやっていたのではゼロと同じ。市民はより良くなることを期待している。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きがい農園の統合に伴う高齢者の生きがい事業の役割について整理を行い、平成24年度と25年度の2か年で、生きがい農園をレクリエーション農園と統合します。</li> <li>・ 生きがい農園をレクリエーション農園に統合した場合の問題点や課題解決に向けた協議を行います。</li> </ul> <p>&lt;受益者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今まで生きがい農園を利用してきた市民に、生きがい農園の統合について周知徹底を図ります。</li> </ul> <p>&lt;事業の効率化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きがい農園をレクリエーション農園と統合することにより、窓口の一本化を図り、事務の効率化を進めます。</li> </ul>				
対応予定年度	平成24・25年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 1 4

事業番号	1-9	事業名	介護家族支援事業	担当課	介護予防推進課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の見直し
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎ニーズを把握していない中でPRをし、慰労金を継続していくのは不適當。</li> <li>・ 介護家族ハンドブックも対象が見えていないのでは、効果につながらない。</li> <li>・ 弱者施策は、行政などの実施主体がきちんとデータ等をとって行うべき。</li> <li>・ 事業主旨に最適な内容となっているのか、老老介護の実態把握に基づく見直しをすべき。</li> <li>・ 印刷物中心の「周知」を見直し、ケアマネージャーなどの専門家への研修、情報提供に転換すべき。</li> <li>・ 支給対象者の把握が必要と思われる。</li> <li>・ 本来の支給対象者に届いていない可能性があるとするれば、公平性の面から改善余地あり。</li> <li>・ 制度の認知度が低く、利用可能な人が申請できていない可能性がある。</li> <li>・ 制度としては有用性は高いが、運用方法は早急に改善が必要と考える。</li> <li>・ 申請人数が少ないと思う。未申請者のためにもケアマネージャー(ワーカー)や民生委員の調査が必要だと思う。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズの把握をした上で打つ手を考えるべき。</li> <li>・ 対象者の調査が必要では。公平性のもとに進められるよう、十分な周知を。</li> <li>・ 介護サービスは範囲が広く種類も多い。市ができる、やるべき範囲を検討すべき。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p>1 介護家族慰労金の支給事務の改善</p> <p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>①介護保険要介護4及び5の方で、介護保険未利用者の方について介護保険のサービスや、市の在宅サービスの案内を行うことにより、制度全般の周知を図ります。</p> <p>②介護支援専門員(ケアマネ)への各種サービスの制度周知の機会を増やします。</p> <p>③介護保険要介護4及び5の方で、介護保険未利用者の方について、平成22年度中にアンケート調査を実施できるよう検討するとともに、実施した結果を分析し、現状を詳細に把握します。</p> <p>&lt; 課題 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の目的外利用のため個人情報審議会への対応が必要。</li> <li>・ 対象者把握をするための体制の整備</li> <li>・ 福祉サービスについては、本人や家族の申請が基本であるが、要介護4・5の方で未利用者の方には、介護負担の軽減なども含め改めて制度全般の周知のお知らせを行う必要がある。</li> </ul> <p>&lt; 結論 &gt;</p> <p>①、②については、当面の改善策として23年度の申請(4月)に向けて改善を行います。</p> <p>③については、より効果的な制度運営のための具体的検討を行います。</p>				
	<p>2 「介護家族ハンドブック」の作成・配布</p> <p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>今年度中に、市で発行している介護や福祉関係の印刷物の確認を行い、重複している内容について削除するなど、23年度版の見直しを行います。あわせて、配布方法の見直しを行います。</p>				
対応予定年度	平成23年度(慰労金周知方法改善、アンケート実施と効果的制度運営検討、ハンドブック改定)				

# 対応方針個別事業シート

No.15

事業番号	1-8	事業名	幼児養育費支給事業	担当課	こども青少年課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費の1/3の事務費を要する割りに、子育て環境の向上への効果は月1,000円では限定的。所得補填(子育て家庭)の意味合いからも効果が薄いし、やはり所得制限は必要である。事業を廃止して、必要とされる子育て施策(現物支給等)に回すべきではないか。</li> <li>・ 他の事業(子ども手当)と重複している。</li> <li>・ 経済弱者あるいは第3子以上にするなど重点配分を検討するのも一考。</li> <li>・ 今なお、家庭間の子育て環境に差があると認められることに加え、待機状況も考えれば、基本的には妥当。ただし、所得制限等を設けた上で、他の年齢帯の施策も含めて考えるべき。</li> <li>・ 所得制限を考えた方が良い。低所得の支給サービスを充実させるべき。又は金額の変更も考えたほうが良い。(所得に応じて)</li> <li>・ 100%支給のためにも保育所での申請も考えたほうが良い。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園・保育園に通っているか否かの経費のバランスと公平性の確保。</li> <li>・ 支給目的に保護者の負担軽減とあるが、その観点であれば所得制限を設けるなど支給対象の分析をしっかりと行うべきである。</li> <li>・ 子育て支援なら市全体で、どの程度やっているのか検証が必要。</li> <li>・ 弱者や第3子に重点配分するなどメリハリが必要。またこども手当の関連も踏まえて不要。</li> <li>・ 事務費を含め、4,000万円の経費を効果的に配分すべきという意味で不要。</li> <li>・ 施策自体はあっても良いが所得制限も必要と思う。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b>                  幼児養育費は、現金給付を廃止しサービス等の現物給付に変更するなどのより効果的な事業の検討を行います。具体的には、平成23年度から在宅の児童と認可外保育施設等の児童を対象に、次のサービスを検討します。</p> <p>認可外保育施設等の保育・幼稚園施設に通園している児童を対象に、幼児養育費を財源として、新たな助成制度の創設を予定します。                  在宅の児童及びその保護者に対しては、子育て広場など親子の交流や子育てに関する相談等のソフト事業の充実を図ります。</p>				
	<p><b>&lt;現状把握&gt;</b>                  幼児養育費は在宅で養育する保護者に対し、養育費用の一部を支給し、経済的負担を軽減する目的ですが、実際には在宅の児童は全体の約7割であり、約3割の児童は認可外保育施設や学校教育法で規定されていない施設に通園しています。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.16

事業番号	2-10	事業名	青年(高校生)海外派遣事業	担当課	こども青少年課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外に行く機会として多様なメニューが公民それぞれにある中で、現在の応募、参加状況のまま継続する意味は薄れている。</li> <li>・ 自己資金(負担)が困難だが、意欲がある生徒への支援に切替えるべきでは。</li> <li>・ 応募状況から見ても事業の意味はない。</li> <li>・ 費用を安くするなどの工夫をしていない以上、今のままでの事業は実施すべきではない。</li> <li>・ 基金を使い切って終了すべきではないか。</li> <li>・ すでに事業目的が達成されている。</li> <li>・ 基金設立の趣旨は素晴らしく、存続すべきだが、人気低迷しているのが難点。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もっと事業の分析を行ってほしい。</li> <li>・ 青少年のためにという観点であるならば、寄付をしてくれたことの意味を根本的に考え直してほしい。</li> <li>・ 事業として悪くはないが、確たる検証もされず続けているように感じる。1度やめてみないと次に進めないと思う。漫然と続けているだけでは、市にとって意味があるとは思えない。</li> <li>・ 国もそうだが、事業に対する目的意識がはっきりしていない。世界に冠たる都市を目指す等明確な目的意識があるなら別だが、単に観光の補助に過ぎず個人の体験で終わるのであれば必要はない。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>・本事業を廃止し、基金からの利子収入は現基金に繰り入れることとします。青年海外派遣基金については、青少年育成事業を用途とする新たな基金運用を図り、現条例の改正(または新条例の制定)について、今後検討していきます。</p> <p>&lt;現状把握&gt;</p> <p>・「青少年のために使ってほしい」という寄付のもと、昭和44年に開始された本事業は、自己負担額が大きくなった平成17年度以降、応募倍率2倍以下の状況が続いています。事業開始時と比較すると、海外旅行自体が特別なものでなくなっていることから、当初の事業目的は達成したものと考えます。</p> <p>&lt;事業の効率化&gt;</p> <p>・現在、中学生については、教育委員会で実施している生徒海外派遣交流事業があり、また、高校生については、修学旅行等で海外旅行に行く高校が増えているなど、海外旅行が身近なものになりつつあります。国際的視野と国際協力の精神を身につけた青少年を育成するという本事業の意味は薄れてきており、今年度をもって本事業は廃止します。ただし、「青少年のために使ってほしい」という寄付者の意思を尊重するため、青少年育成事業を用途とする新たな基金運用を検討します。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.17

事業番号	1-10	事業名	スズメバチ駆除委託事業	担当課	生活衛生課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	退職職員の活用
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態として、市でスズメバチ駆除を行っているので、「民間」の選択は無理。しかし、範囲が拡大する可能性があるため、市側の明確な意思決定として条例化を検討すべき。また、実施にあたって、相談業務は退職者再任用、嘱託職員にまかせる方向にすべき。</li> <li>・ 人件費(市職員)の削減努力が必要。</li> <li>・ 補助金対応も検討が必要(横浜市の例を参考に)。</li> <li>・ 費用を改善する必要がある。市の実施要項の範囲で行っていくことが妥当か検討するべき。</li> <li>・ シルバー人材センター等のボランティア対応があると良い。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例化の検討が必要。スズメバチに限定しているが、要綱では様々な判断ができてしまうので、範囲を適正に定める観点からも条例化を検討して、市民への周知も図れるようにしていくことが必要ではないか。</li> <li>・ 条例化は考えるべきだが、運用範囲は生命の危険性ということで一貫されており、現行どおり行って問題はないと思う。ただ市政の範囲も広がっていることから今後の検討は必要。</li> <li>・ 人件費を含めた1件あたりのコストをきちんと開示する必要がある。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱に基づき引き続き実施します。</li> <li>・ 専門的知識が求められるため退職職員(監視員)を可能な限り活用し、人件費の削減に努めます。</li> </ul> <p>&lt;現状把握&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民からのハチの駆除についての相談の約6割は、アシナガバチに関するものであり、市民は、アシナガバチの駆除も強く要望しています。しかしながら、本市においては『相模原市ハチの巣の駆除に関する要綱』を制定し、相談者に対しては駆除の対象をスズメバチの巣としていることやアシナガバチ等はその習性として攻撃性が低いことなどを説明し、スズメバチの巣以外の駆除は行わない旨の理解を得られるよう努めており、現行の要綱による運用で対応ができています。</li> <li>・ 本市の要綱については、市役所や区役所などの施設における公開に加えて、いつでも誰でも閲覧に供することができるようホームページでも公開しており、より広く市民の方々に理解を得られるよう努めています。</li> <li>・ なお、全国的にハチの巣の駆除について条例化をしている自治体はありません。</li> </ul> <p>&lt;受益者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱に基づき、巣の駆除対象となるハチは、スズメバチのみとしています。</li> <li>・ 電話や窓口におけるハチの巣の駆除に係る相談においても、十分な説明を行い、理解を得ているため、駆除の対象が拡大することはありません。</li> <li>・ 受益者負担のあり方について、検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;事業の効率化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費の削減については、平成24年4月以降、再任用職員の活用などについて検討を行いません。</li> </ul>				
	対応予定年度	平成24年度以降			

# 対応方針個別事業シート

No. 1 8

事業番号	2-11	事業名	まなびなおし塾(若者の自立・就労支援事業)	担当課	産業・雇用政策課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	一体的な取り組みとして実施
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学齢期からの重層的な対応が不可欠。その一部を担当しているということならわかるが、実質的に動いているのはこの事業だけではないか。このままでは不十分としか言いようがない。</li> <li>・ NPO等との連携による、より踏み込んだ取り組みが自治体に求められる分野である。受身とならず、国に依存せず、地域での地道で主体的な取り組みをさらに推進すべき。</li> <li>・ 若者自立支援協議会の構成メンバーである中学、高校、民生委員などが機能しているとはいえない。本当にニート、引きこもりの若者がピックアップされて出てくる仕組みの再構築(メンバー入替)が望まれる。</li> <li>・ 市から発信するような気持ちで、国に関係なく立案していただきたい。</li> <li>・ まなびなおし塾に行こうとする若者は、決してニートとは言えない。中学、高校等の不登校生徒及び児童が相当数いるので、その数を減らすべきではないか。</li> <li>・ 実態を把握できる体制を作って、中味の充実した成果を目指すべき。やり方を工夫して、今後に期待していききたい事業である。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会の取り組みとして、自治体が主体的にニート等のケアに取り組んでほしい。</li> <li>・ ニート等の実態の早期把握、対応が必要である。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業については、若者の自立支援の事業としての位置づけを明確にし、今後も継続的に実施していきます。</li> <li>・ 民生委員など地域福祉活動団体へ当該事業の積極的な情報提供を行い、対象者に対して当該事業の周知が行き届く働きかけを行い、併せて、情報交換を進め事業展開に活かしていきます。</li> <li>・ 市が実施することも青少年施策として、体系的整理を行い、他機関・部署の施策と連携・連続した支援策として、展開を図っていきます。</li> </ul>				
	<p><b>&lt;現状把握&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在運営している若者自立支援協議会のメンバーと協力し、若者の不登校や引きこもりの実態を調査し、現状把握に努め事業展開を図ります。</li> </ul> <p><b>&lt;今後の取り組み&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年4月に施行された、子ども・若者育成支援推進法に基づき、教育・健康・福祉など関係機関とさらなる連携を強化し、学齢期等の早い段階から細やかな対応を図り、ニートやひきこもり状態になることを防ぐための支援を行います。</li> <li>・ ニートやひきこもり状態にある若者への支援として、民生委員をはじめとした地域活動団体と連携し、対象者の発見や、発見した対象者への訪問支援、支援機関への誘導など地域の課題の一つとして捉え、地域との一体的な取り組みを行っていきます。</li> </ul>				
対応予定年度	平成22年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 19

事業番号	2-12	事業名	公共図書館におけるビジネス支援事業	担当課	産業・雇用政策課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会議所・産業振興財団・産業創造センターの役割、支援メニューのあり方を再検討・再構築することで足りるのではないかと(市の事業としては)。</li> <li>・ NPOに求められる活動そのものではないか。少ない起業件数から見ても、市が事業委託を行う意味が分からない。</li> <li>・ 公共図書館を入り口としたビジネス支援としては、多少相談件数が増えていても役割は終了と判断する。真に起業を考えている市民は、この程度の支援事業の有無にかかわらず、必要な相談相手を探して目的を達成するはずである。</li> <li>・ NPOがやろうとしたことに、何故市が補助し、場所の提供をしなければならないのか、市の独自の考えで行ってほしい。</li> <li>・ 税金が出ているので、相談料金は必要ではないか。</li> <li>・ 他の事業と重複している部分が多い。</li> <li>・ 図書館を使うという前提のため、市の委託事業となるなどの制約が生じていると考えられる。産業振興財団、商工会議所等、民間団体主体の取組みとすべき。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が委託で実施する事業ではない。相談を受け、起業した後のフォローなどを考えると、民間で実施すべき事業であると考え。橋本図書館で実施する必要性も、効果を検証し、検討してほしい。</li> <li>・ 起業を考えている者の最初の入り口ということだが、この程度の事業は行わなくても、影響がないと考える。本気で起業を考えている者は、市のビジネスカウンセリングがなくても、商工会議所や産業振興財団など必要な相手を探し、相談すると思う。また、委託しているNPO法人については、市の支援がなくても、活動していけると考える。</li> <li>・ 市で実施する必要性、橋本図書館という場所、ビジネス支援の方法などをこの機会によく検討してほしい。</li> <li>・ 橋本図書館の特色づくりについては、この事業に関係なく重要なことではあると考える。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b> 事業仕分けの結果を尊重し、市の委託事業としては本事業を廃止します。</p> <p>・ 趣味を活かした起業や起業後に生じた課題を気軽に相談したいという希望者が多く、現状として、予定相談コマ数を増やして対応するなど、そのニーズは依然として高い状況です。また、本市の総合計画でも「経済団体をはじめとする産業支援機関と連携し、情報収集、資金調達、人材確保など様々な課題を有する起業家や中小企業に対し、積極的な支援を行う必要がある」と新産業の創出と中小企業の育成・支援を位置づけており、市としても起業に向けた支援は重要であると認識しています。</p> <p>・ NPO法人相模原エスティーアートは、本市及びその周辺地域市民を対象とした起業家・就業者の育成・支援がその設立目的であり、他の支援機関とは異なり、自ら起業した経験を生かしたアドバイスを行うことができることから、起業を検討している市民にとって気軽に相談することが可能な最良の相談機関であると考えています。このため、NPO法人相模原エスティーアートを単なる委託先ではなく、ビジネス支援機関の一つとして位置付けます。</p> <p>・ 市は、NPO法人相模原エスティーアートの創業支援活動が円滑に実施できるようにするため、活動場所の確保に必要な経費等に対する補助金の交付を検討します。</p> <p>・ 橋本図書館については、今後ともレファレンスやビジネス関連図書の充実に努め、ビジネスを支援していきます。</p>				
	対応予定年度	平成23年度			

# 対応方針個別事業シート

No.20

事業番号	2-13	事業名	特産品開発支援事業	担当課	商業観光課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「とりあえず」感が否めない。</li> <li>・ 地域の「ブランド戦略」「産業振興」「シティセールス」を包含し、総合的な対策が必要である。</li> <li>・ 政令指定都市の相模原市として、市が認定するブランド品の開発支援は必要ない。観光協会を市が誘導して、観光土産品のブランド化をするのがシティセールスとしても適する。「潤水都市」をベースにした再構築が望まれる。</li> <li>・ 商品を価値づけることを市が前面に出て実施することは課題がある。民間主体の取組みに切替えるべき。</li> <li>・ 産地ブランド化は、地域の特産品の品質を磨き、付加価値を高めることが基本。これを育てることを重視すべき。</li> <li>・ 事業自体が長い期間をかけていろいろな面から取り組んでいかなければならないと思うので、市の事業としてではなく、民間、観光協会等含めた形でやった方が効果的。</li> <li>・ シティセールスの検討会に期待する。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シティセールスにつながるような商品を期待している。</li> <li>・ 市だけではなく、民間の力も借りて実施していく方が効果的であると考える。</li> <li>・ 商品の販売方法等に課題があると思う。</li> <li>・ 今やるべきことは、新しい商品をつくることではなく、まず、市のブランド戦略や地域産業の振興などの方策を固めることであると考える。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>本事業は今年度で中止し、来年度に相模原市シティセールス推進指針・新相模原市観光振興計画に沿って、ブランド戦略(相模原ブランド)や既存特産品の販売・PR支援(アンテナショップ設置の動向を踏まえながら販売場所の確保)などについて総合的に見直し、今後のあり方について検討します。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 2 1

事業番号	1-3	事業名	「相模湖ふるさとの森キャンプ場」管理運営事業	担当課	相模湖経済観光課
仕分け結果	民間	対応方針案	民間	改善内容	
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年前の地権者への補償としてスタートしたとの経緯は仕分けとは別に考える必要がある。(30年経過)</li> <li>・ 税負担で行うべきものではない。周りを見れば民間施設もあるので、廃止してよいと思える。</li> <li>・ 施設ありきでの行政では、効率化は起こらない。</li> <li>・ 利用者減少や収入面での改善策が見られない。</li> <li>・ 利用者が一定の人数いるので改善余地があると考えられる。</li> <li>・ 老朽化対策費用を今後どうするかが判断材料になると思う。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の役割としては終了している。雇用を生むものではない。利用のための税負担はどうか。民間とはしているが、民間で効果がでなければ廃止、不要という仕分け結果。</li> <li>・ 地権者の問題もあるし、地域性を考慮し、数年は市で実施した方が良いのでは。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b>                      平成24年度以降の民間事業者への移行について検討を行います。移行にあたり調整が必要なことから平成23年度は現行どおり委託事業で実施します。</p> <p>平成22年度 民間事業者への移行について検討。</p> <p>平成23年度 民間事業者との調整。</p>				
	対応予定年度	平成24年度			

# 対応方針個別事業シート

No. 2 2

事業番号	2-9	事業名	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	担当課	環境政策課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の効率化
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請が予算枠を上回っているのならば、その効果的な執行を考えるべき。</li> <li>・ CO2排出削減に、この補助がどの程度役立っているのか定量的に示す必要がある。</li> <li>・ 設置費を含むコストと、支援との関係を改めて整理すべき(廃止の時期を明確化しておく)。</li> <li>・ 市民間の不公平を招かぬよう、財源措置若しくは補助額調整を行う。</li> <li>・ 設置だけが目的になっていないか。CO2削減目標との整合をとるべき。</li> <li>・ 公平性を保つように改善してもらいたい。</li> <li>・ 初期コストよりランニングコストで回収する様にすべき。</li> <li>・ 市民の理解を得ることが大切。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が独自財源で全てをカバーするには無理があると思うが、東京都内ではより手厚い補助を行っていることを考えるとやれないレベルではない。ただ仕組みとして市民が等しく制度の恩恵を受けうるものにした方がよい。そして補助事業自体をいつまで行うべきを検討したほうが良い。</li> <li>・ 目標の立て方(設置件数以外)、評価の方法など課題を見直し、検証と分析を行う必要がある。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算上の制約により補助を受けられない者が生じる状況を是正し公平な支援を実施するため、平成23年度において、補助件数の拡大を図ります。(補助単価及び補助上限については現行維持を基本としますが、必要に応じて見直します)</li> <li>・ 地球温暖化対策における補助制度の位置付けを明確にするため、今後、太陽光発電によるCO2削減量や設備導入量の目標値を設定します。</li> <li>・ 補助制度の廃止時期については、国・県における支援制度や電力買取制度の動向、また設備導入単価の低減状況等を総合的に勘案する必要があるため、現時点では決定しません。</li> </ul>				
対応予定年度	平成23年度				

## 対応方針個別事業シート

No.23

事業番号	1-11	事業名	峰山霊園公園墓地整備事業	担当課	公園課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	方針の公表
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の公的墓所への要望が非常に高い状況から、計画を長期的観点で見直すべきではないか。</li> <li>・ 公平性の観点(民間との価格差、一般財源の間接費の投入)から、一定の基金積立を「売上」によって設置し、事業継続の方策を図ることも検討すべき。</li> <li>・ 公営墓地の役割を明確化して、あらためて基本構想の見直しが必要だと考える。</li> <li>・ 公園とは切り離すべきであるように思う。</li> <li>・ 安価に墓所を提供していただけるのは良いことであるが、取得の公平性がない以上、公募条件、公募間隔等の再検討を。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全てを賄うことができない中では、公営の目的というものが曖昧になっている。どういった人にとのようサービスを提供するのかという部分が明確ではない。</li> <li>・ 市民ニーズ、民間との役割分担、今後の運営目的の明確化についてきちんと考えてほしい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b> 現在ある『改定峰山霊園基本構想』(平成33年度迄)の見直しを含め、『市営墓地の今後のあり方』について公表を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度                      『墓地に関するニーズ調査』の実施</li> <li>○ 平成23年～平成24年度          墓地に関するあり方検討会(外部組織)の立ち上げ 検討事項 ○ 市営墓地の必要性について ○ 本市における墓地供給について (ニーズについて、民間との役割分担について) 等</li> <li>○ 平成25年度                      『市営墓地の今後のあり方』の公表</li> </ul>				
対応予定年度	平成25年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 2 4

事業番号	1-12	事業名	廃棄物処理施設等ダイオキシン類等測定検査事業	担当課	廃棄物指導課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の縮小
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的義務の無い行政の検査に対する費用負担の問題を明確にすべき。</li> <li>・ 市民合意として、100%の公費負担(税金投入)がなされているのか、十分に議論しないとどこまで検査をするのかという問題に解答が出せない。</li> <li>・ 専門的な検討を深めて、最も適切な検査になるよう見直しを。費用についても企業負担も検討する必要がある。</li> <li>・ 優良施設については、回数を減らし、問題ある施設については毎年度又は抜き打ち検査、業者負担などの柔軟な対応が必要。</li> <li>・ 環境保全部署にまかせてはどうかと考えられるので、所管部署について検討してもらいたい。</li> <li>・ 市の検査費用の負担基準の検討を。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どこまで調査を広げるか(調査項目・回数・対象事業者)、費用対効果の分岐点を見極めることが大事なので、全国のデータを調査した上で示してもらいたい。</li> <li>・ 事業者負担についても手法を考えるべき。</li> <li>・ 施設を相模原市に設置しているメリットと検査で違反が発生した場合のペナルティ・事業者負担についてを整理してもらいたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b> 平成23年度から事業を縮小します。 廃棄物処理法の改正により、民間の廃棄物処理施設(焼却施設)について、自治体による定期検査が義務付けられることとなりました。また、市の廃棄物処理施設については、定期検査の義務付けはありません。定期検査の頻度については、政省令が示された段階で明確となる見込みであり、定期による測定は、廃棄物処理法に基づく定期検査時に実施することを基本とし、立入検査等で必要が認められた場合は、随時(任意)測定検査を行う体制とします。</p>				
	<p><b>【現 状】</b> 年1回の任意検査18施設(市の施設7、民間の施設11) ↓ <b>【改善後】</b> 市の施設=随時(任意)測定検査    民間の施設=数年に一回の定期(法定)検査+随時(任意)測定検査</p> <p><b>《参考》</b></p> <p>① 民間及び市設置の焼却施設については、測定を伴わない立入検査で施設の維持管理等が適正に行われているか確認しています。その中で、施設の維持管理等に問題が見られるなど、測定検査の必要性が認められた場合、随時測定を行い、基準超過の有無を確認できる体制とします。</p> <p>② 所沢市等でダイオキシン類が問題となった平成11年度の本市環境保全課への大気汚染に係る公害苦情件数は227件であり、平成20年度は143件と半減していること、大気環境測定結果でも環境基準を大きく下回っているため、年1回実施している測定頻度を見直す時期と考えています。なお、本市のような任意の測定については、県下各市を調査したところ、毎年行っている自治体はありません。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.25

事業番号	1-13	事業名	不法投棄対策夜間警備委託事業	担当課	廃棄物指導課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄防止という観点からは、事業の効果(成果)が評価されないままに継続されている。市全体として対応策を検討することを優先し、夜間パトロールは一時中止すべき。</li> <li>・ 不法投棄の総合的な対策が必要。それぞれの課の取組みには重複や抜け落ちているところがある可能性もある。</li> <li>・ 抑止効果は疑わしい。カメラ監視で十分と思われる。一旦廃止して、結果を測定する必要がある。</li> <li>・ 夜間パトロールの効果が説明できないので、廃止して、夜間の対策を効果測定できる形で見直しを。</li> <li>・ 夜間の不法投棄の数量的把握をしてもらいたい。</li> <li>・ 監視カメラだけでなく、防止策としての啓発、市民モラルの向上策の検討を。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無尽蔵に税金を投入できる訳ではないので、効果的な部分に集中して最大限の効果を出してほしい。</li> <li>・ 他課との棲み分けが細かく、類似のことが重複している可能性があることからそうした部分の検討が必要。</li> <li>・ 市全体の不法投棄対策を明確にする必要がある。夜間パトロールについては効果の検証もできない、具体的な数値データもないという中では、まず一旦廃止して全体の方針を明確にする必要がある。</li> <li>・ 警察のパトロールを要請するという選択肢も考えていただきたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針					
	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b>                      平成22年度をもって事業を廃止します。                      なお、事業廃止後も不法投棄の状況把握に努め、本事業の不法投棄対策としての効果を検証するとともに、より効果的な抑止方策の検討を行います。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.26

事業番号	1-14	事業名	ペットボトル・白色トレイ拠点回収事業	担当課	資源循環推進課 橋本台環境事業所
仕分け結果	不要	対応方針案	改善	改善内容	抜本的見直し(再構築)
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集積所回収に一本化したほうが、「4R」の推進になると考える。</li> <li>・ 分別回収の一本化努力が必要。多少の利便性は失われるがやむなし。廃止して不都合はない。</li> <li>・ 費用に対する効果は少ない。</li> <li>・ 他に内容が重複している事業がある。</li> <li>・ 実施するなら、委託をする方向で検討してはどうか。</li> <li>・ 継続する場合は、不特定多数(市民以外)が利用するボックスなので、受益者(メーカー、販売店、消費者)負担も検討するべきでは。</li> <li>・ 焼却に伴うCO2発生量とリサイクル過程でのエネルギーと発生CO2とのバランスを考えるべき。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相模原市としてゴミの処理についてどの程度コストがかかっているのか広報活動を通じてもっと市民に周知していくことが大事。</li> <li>・ 集積所回収に特化した方が良い。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b> 事業の一部見直しに向けて協力店、関係機関と必要な調整を行います。</p>				
	<p><b>【仕分け結果と対応方針が異なる理由】</b> 事業開始当初(平成11年度)はリサイクルシステムが無く、集積場所回収を行うには施設整備と多大な回収費用を必要としました。そのため、市内にネットワークを形成していたスーパーやコンビニの協力を得て拠点回収を実施しましたが、平成18年度に集積場所回収を実施し、3年以上が経過して市民が集積場所に排出することが定着してきました。 10年以上継続している事業であり、市民も拠点へ排出する習慣になっていることを考えると段階的に廃止することが適当、という仕分けにおける改善意見及び協力店であるスーパー、コンビニとの調整期間が必要なため、対応方針を改善とするものです。</p> <p><b>《その他》</b></p> <p>①ペットボトルの拠点回収は、容器包装リサイクル法の施行により資源として回収できることになったため、平成11年度から(白色トレイは平成12年度)拠点施設での回収を開始し、資源として回収できることを普及啓発してきました。</p> <p>②スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度 協力店への仕分け結果の説明・協議調整</li> <li>・平成23年度 制度の抜本的見直しに向けた協議調整 市民周知</li> <li>・平成24年度以降 制度の見直し</li> </ul>				
対応予定年度	平成22年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 27

事業番号	2-14	事業名	既存非木造共同住宅耐震化促進事業	担当課	建築指導課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の改善
仕分けにおける主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今のやり方の継続で、診断、改修が進んでいくとは思えない。</li> <li>・出口戦略(建替えまでの解決策)、強制力(条例化等による義務付け)などの複合的な対策を講じていく必要がある。</li> <li>・このままの既存非木造共同住宅耐震化促進事業では、耐震診断を受ける管理組合が増えるとは考えられない。中層マンションの老朽化は国にとって重要な政策課題であるが、自治体の役割を果たすために総合的に解決する仕組みを構築し直して、建替え促進策を示してほしい。</li> <li>・まずは、旧・旧耐震基準(昭和46年以前)のものに限って、重点的な対応をするほうが良い。</li> <li>・その際、診断は全額公費負担でやむを得ないと考える。</li> <li>・診断結果については、公表を義務付けるべき。</li> <li>・建て替えを支援する制度を構築する(この点については国の関与も必要)。</li> <li>・地域社会で生活する上で、マナーの一部とも捉えられるので、強い行政力でやってもらいたい。</li> <li>・今後とも、耐震診断を行って、災害に備えていただきたい。資金面(マンション住人)、行政面の見直しを行った方が良い。</li> <li>・耐震対策として、必要性はあるので、方法を効果的に工夫することが大事である。</li> </ul> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和46年以前に建てられたものを重点的に耐震化の促進を行ってほしい。</li> <li>・耐震診断結果の公表も義務付けるべきだと考える。</li> <li>・事業の一連のスキームを再構築する必要がある。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>今後、分譲マンションの耐震化を促進するため、現在把握している耐震性に課題があると推測している分譲マンションに対し、従来のホームページやダイレクトメール等による受動的な対応だけでなく、定期総会等において直接住民に制度紹介や知識の普及・啓発を行なうなどの積極的な働きかけにより、耐震化の必要性が住民全員の共通認識となるような環境づくりに努めます。</p> <p>また、円滑な合意形成の一助となるように、耐震化の手法や管理組合が抱える様々な課題の相談に対して適切な情報提供や助言を行うソフト面からの支援体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存分譲マンションの住民は、耐震化について、耐震改修工事や建て替えに関する情報量の乏しさから、どのような手法により進めるのか方向性が決まらない状況があると考えられます。そのため、立地や規模などの様々な状況に応じて最適な手法を選択できるように情報提供や助言が必要です。</li> <li>・また、耐震化問題の他、区分所有者の高齢化や賃貸化、老朽化に伴う改修や修繕など、良好な居住環境や資産価値の維持・管理を行なう上で様々な課題を抱えているが、多様な価値観を持った多くの人々が区分して所有していることから、合意形成に支障をきたすこともあり、耐震化の必要性は認識しながら、実態として取り組みが進まない要因となっています。</li> </ul>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 28

事業番号	2-15	事業名	相模大野地区駐車場案内表示機維持管理事業	担当課	都市整備課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相模大野駅周辺のトラフィック・コントロールの中で、どのような駐車場対策・交通誘導をしていくのかわからない状況の下では、この案内板の是非について判断できない。</li> <li>・ 本来は市自体が判断すべき問題。自己責任で止めることができないのでは市民の付託に応えられない。</li> <li>・ 維持費が不要と思われるので、事業自体を見直した方が良い。</li> <li>・ 現状のシステム中、NTT部分は不要。</li> <li>・ 駐車場案内を利用しているが、満車表示だった事及び駐車場へ入れなかった事は無い。これだけの税金を投入する必要があるのか？H25以降のことも踏まえて検討をお願いする。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムを導入する際に多額の費用がかかっているため不要とするのは難しいかもしれない。</li> <li>・ 事業仕分けの場ではなく、自己責任で事業を廃止するかどうか考えてもらいたい。</li> <li>・ 早急に抜本的な見直しが必要である。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>平成7年度の事業開始以降、駅周辺施設利用者の利便性向上や交通渋滞の緩和に一定の役割を果たしてきましたが、インターネットやカーナビゲーションの普及などにより他の方法でも情報を取得できるようになってきていることやシステムの老朽化による保守、修繕などにかかる費用対効果等を考慮し事業を廃止する方向で、国、県、加盟駐車場など関係機関と協議を進めます。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 29

事業番号	2-16	事業名	民間自動車駐車場整備促進事業	担当課	都市整備課
仕分け結果	不要	対応方針案	改善	改善内容	基準緩和等、制度内容の見直し
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間活力の活用の仕方、ニーズを満たすような制度の見直しをしないまま、利用が少ないというのは努力不足では。</li> <li>・ 需要予測と、まちづくりの観点でどのような整備が必要か考え直すべき。</li> <li>・ 平成15年以降の駐車場ニーズの実態が明らかになったのに、自己責任で止められなかったのは残念であるが、民間の小規模駐車場の急増で十分に駐車場需要は満たされていると判断する。本事業は一旦廃止しても問題ない。</li> <li>・ 中心市街地に「市営」駐車場の新設が必要とされる現状であるならば、むしろ、この制度を見直す等、民間がより担いやすい手法を講じるべき。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が駐車場をつくらなければいけない状況を脱却し、民間が役割を担えるように、この補助制度の見直しを行い、民間をサポートするべきである。</li> <li>・ この事業の目的は達成しているのではないかと感じた。今後、必要に応じ、事業を再開すればよい。</li> <li>・ 補助金の申請がないから、民間駐車場のニーズがないとは言えないので、他に民間活力を活用する方法を検討してもらいたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>市営の自動車駐車場や本制度の活用などによる民間自動車駐車場の整備が進んだこともあり、平成15年度以降、補助金の交付要望がありません。これらの状況から事業の目的は達成されていると考えられるため、事業を廃止します。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.30

事業番号	1-15	事業名	道路愛護啓発事業	担当課	土木政策課
仕分け結果	不要	対応方針案	廃止	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施の仕組みはみどりの協会への実質的補助になっている。また、花壇を作るにあたっての、デザインや、景観、花の内容、そして何より地域の合意形成についても課題がある。</li> <li>・ 道路愛護とみどり(花)の主旨は良いが、事業としては法的、合意形成、公金支出に課題がある。</li> <li>・ 地域の合意を十分に形成する仕組みが不十分。仕組みを確立し、団体の創意工夫が可能になるようにすべき。</li> <li>・ (財)みどりの協会の役割も不明確。</li> <li>・ 一度廃止した上で、事業の枠組みを再構築した方が良いと考える。</li> <li>・ 他の事業との重複があるので、効率化が必要。</li> <li>・ 道路の緑化は歩行者、ドライバー、道路近隣住民の環境を改善する発想が必要。</li> <li>・ みどりの協会に限らないで他の要望者からの補助も入れるべきである。</li> <li>・ 必要とされる要望地域からの場合も補助対象とすべきであると考えられる。</li> <li>・ 委託すべき部分と直接事業とすべき部分を区別検討をすべきである。</li> <li>・ 花苗の費用に限定する等、補助金の使途を明確にすべき。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共財をきれいにするには問題ないが、やらなければいけない部分と官と民の連携が必要な部分をしっかり区切ること、財団が絡んでくる場合に実施主体を明確化することが重要。</li> <li>・ 縮小すべき方向ではないか。協会に対する補助金の見直しが必要。</li> <li>・ 普段市民が使うものであるから、もっと自分達が意識を持って取り組むべきではないかと考えた。</li> <li>・ 一度廃止をし、事業の枠組みを見直して、市民の意見が反映される形をとってもらいたい。</li> <li>・ 本事業についてはきちんとしたガイドラインを作成していくべきだと思う。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>＜みちの花壇事業のあり方について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の補助金は廃止し、市民団体による道路への植栽活動への支援策を再構築します。</li> <li>・ 道に花苗を植栽すること自体の必要性は認められていることから、植栽活動の支援は継続します。この場合において、既存団体の活動に影響が生じないよう配慮します。</li> </ul> <p>＜支援費用の支出方法について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用の支出方法については仕分けにおける意見を踏まえ、補助事業方式、委託事業方式、直営事業方式の各方式毎や費用負担の明確化などを検討し決定します。</li> </ul>				
	対応予定年度	平成23年度			

# 対応方針個別事業シート

No. 3 1

事業番号	1-16	事業名	歩行空間カラー化事業	担当課	道路補修課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業拡大の再検討
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラー化の効果を定量的に測った上で、再検討を。</li> <li>・ 狭い道路の安全確保への苦労がうかがえるが、事業として拡充するためには、効果に関する客観的なデータが必要。</li> <li>・ Bump(道路面の人工的段差)の設置、電柱の移設又は地中化など(公安委員会との関係もあるが)、他の方法も検討してもらいたい。</li> <li>・ 小学校通学路500m以内以外にカラー化を拡大するには、効果実績や必要性の十分な検証が必要。検証なしの拡大はやらない方が良く考える。</li> <li>・ 人命に係る極めて重要な問題であり、今後とも事故分析を細かく行い、事故を防ぐ方策を怠りなく、日常的に実施検討をしてもらいたい。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先順位を付ける上でも客観的データが必要。</li> <li>・ カラー化による効果がデータにないことから判断できない。ボランティアの交通整理をしてもらうとか車道を広げるとか一方通行にするとか他にやり方がある。必ずしもカラー化が有効とは考えにくい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>平成22年度以降も、小学校の通学路を対象として、他の工事等により未実施となっている箇所や小学校からの要望箇所については継続事業として実施していきますが、本年度から事業効果の把握、分析を行い、新たなアンケートの検討など、効果測定手法の整理を行い、これらの結果に基づき、平成23年度中に事業拡大を含めた検討を行います。</p>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.3 2

事業番号	2-17	事業名	合併処理浄化槽設置補助事業	担当課	下水道管理課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	補助額等の見直し
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助単価の決定の根拠があいまい。⇒市の特殊な状況(地理・地形・住宅密集など)があるならば、きちんと説明すべき。</li> <li>・ 整備計画の明示を。</li> <li>・ 製品や施工費の市場動向に即した補助上限額及び補助率の設定を行い、コスト競争を促すべき。</li> <li>・ 施工後の適正な維持管理に責任を持った対応をすべき。</li> <li>・ 合併処理浄化槽、高度処理ともに、補助金額と補助率について、現場や市場に立脚した行政の抜本的見直しが前提条件である。</li> <li>・ 他の市町村及び県などの浄化槽の値段や据付費などもっとクリアになれば尚良い。据付工事業者などは、市内限定にした方が良いのでは。</li> <li>・ 必要性はあるが、金額的なギャップが大きいので、方法、金額を検討して、しっかりとやっていただきたい。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性はあるが、補助金の額等を検討してほしい。</li> <li>・ 補助金の整理が必要である。もっと現場の状況や市場価格を把握するべきである。</li> <li>・ 現状の事業の進め方では、合併処理浄化槽の普及に相当な時間がかかるので、いつまでにどのくらい設置するのか整備計画を立て、補助金の額なども検討し、事業を進めてもらいたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>合併処理浄化槽設置補助事業については、平成22年度に浄化槽の市場価格や他都市の状況などの情報・資料の収集・整理を行ない、平成23年度に対象区域の整理、補助額の検討等、助成制度の見直しを行います。平成24年度から見直しによる事業を進めます。</p> <p>また、助成制度の見直しと並行して、さらに維持管理が適切に行なわれるよう、その方策について検討します。</p>				
対応予定年度	平成24年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 3 3

事業番号	2-18	事業名	トイレ水洗化促進事業	担当課	下水道管理課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	制度内容の見直し
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の責任、市の責務の中で、支援・強制的措置(具体的な検討を)などの組み合わせで、早急に整備を進めなくてはならない。</li> <li>・ 下水道法に定められているルールの適正な執行(命令及び罰則適用を含む)を行うべき。</li> <li>・ 5,700世帯の未接続家屋を直接訪問して解決を図っている状況は理解できたが、未接続家屋が残っているままでは行政効果が上がらないので、強制力も駆使しながら早急な抜本解決が望まれる。</li> <li>・ 現在の水洗化率(98%)を100%達成するためには多くの苦難が伴うと思うので、あきらめずにやっていただきたい。</li> <li>・ 環境に良い事業ではあると思う。しかし、水洗化100%は難しいと考える。もっと現実的に「罰則」などがあった方が良いのでは。もっと議論が必要ではないか。</li> <li>・ 今のやり方でもそれなりの効果は得ていると思うが、なかなか100%の目標に達するまでには、要改善と感じる。個々の対応を考えていただく必要もある。</li> </ul> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政は、必要であれば罰則の適用の判断も含め強制的な措置を行わなければならない。行わないのは行政の責任を果たしていない。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>下水道法に定めてある命令等の適用については、多くの課題があるため平成22年度中に情報・資料収集を行い検討を進め、平成23年度に庁内調整を図り、制度を構築します。 平成24年度から新制度により推進します。</p> <p>水洗化率100%を達成することについては、今年度中に喚起通知の内容や指導方法等を見直しを図り、水洗化を促します。接続指導が困難と思われる対象者に関しては、現在実施している重点箇所指導のように、一般世帯とは別立てで、正規職員による積極的な指導を引き続き行なっていきます。また、平成23年度中に職員配置を含めた体制を見直します。</p>				
対応予定年度	平成24年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 3 4

事業番号	1-17	事業名	雨水浸透施設設置助成事業(合流式→分流式切り替え)	担当課	下水道整備課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	制度周知の徹底
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行補助制度では、雨水浸透マスの設置は進まないのではないか。進める必要があるなら、事業スキームを変えなければ対応できないのではないか。</li> <li>・ 事業の目的(汚水・雨水の切り離しなのか、地下水のかん養なのか)、誤接続の責任のとりえ方、是正工事の費用負担への税投入の是非を検討すべき。</li> <li>・ 市民説得を含めて完了に努力されたい。</li> <li>・ いろいろな点で望ましいことであり、是非とも対象者に理解をいただき、出来るだけ早い時期に完了してほしい。行政の努力に期待する。</li> <li>・ 整備完了計画が不明で、他市にも影響を与える可能性がある。計画、推進方法の再検討を。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりやすい説明が求められる(議論としてかみ合わない部分が多かった)。</li> <li>・ 現実にこの事業はどの程度の執行率があるのかをしっかりと検証していき、進まない場合には見直しを行ってほしい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>補助実績ゼロを放置せず、実績目標を掲げるなどの積極策を講じます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水接続がある11箇所(予算措置分)を実績の目標とし、事業評価書を作成します。</li> <li>○雨水浸透ますの必要性や手続きなどのわかり易いチラシを配布し、理解を求めます。</li> <li>○今までより手続きを簡素化し、職員態勢を見直します。</li> </ul>				
対応予定年度	平成22年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 3 5

事業番号	1-18	事業名	河川維持管理費(除草業務)	担当課	河川整備課
仕分け結果	市(現行どおり)	対応方針案	現行どおり	改善内容	/
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な入札を工夫しながら、引き続き取り組みをお願いしたい。</li> <li>・ 対応策で即効策はない。</li> <li>・ より効率な整備に努力していただきたい。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民との話し合いは継続して行っていくべき。</li> <li>・ そもそも事業仕分けで論じるものかを考えてもらいたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b> 河川環境の適正な維持管理を目指し、引き続き事業を実施します。</p>				
対応予定年度	—				

# 対応方針個別事業シート

No.36

事業番号	1-19	事業名	外国人英語指導助手活用事業	担当課	学校教育課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の効率化
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用形態(正規・嘱託・派遣 等)と事務委託(採用事務、人事管理事務、プログラム開発・維持など)に関して、様々なパターンを検討すべき。予算総枠が決まっているのであれば、良い人材雇用を優先し、時間数を削減するしかないのではないか。</li> <li>・ 委託はできるだけ早期に解消する必要がある。講師、外国人ボランティアの活用など従来のALTの手法にこだわらず、多様な方法を探ることを検討して良いのではないか。</li> <li>・ 派遣を含めて雇用形態を再検討されたい。</li> <li>・ 幼稚園への拡充は必要無いと考える。</li> <li>・ 小学校も5、6年の高学年に重点をおくべきである。</li> <li>・ 派遣、海外体験者も含めて、ALTは同一種の一本にしぼるべきである。</li> <li>・ 目標と実績を市民にも説明できるように評価指標を設定していただいて、教師・ALTが評価していただきたい。子供たちが英語に親しみ「聞く・話す」能力の向上を推進していただきたい。</li> </ul> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育プログラム全体をどう考えるかのビジョンを示してほしい。</li> <li>・ 客観的に見て分かる数値などを示した方が外部から見てもわかりやすい。</li> <li>・ ALTという枠組みを失くせとは言わないが、外国人を非常勤講師として採用するとか、市内の外国人のボランティアを用いるとか海外経験豊富な日本人を使うなど別のやり方はあると思う。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>&lt;現状把握及び事業評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度中に、教員並びに児童・生徒に対してALT活用に係るアンケートを実施するとともに、学校訪問の際に、指導主事によりALTを活用した授業の成果と課題を把握し、それらの結果をもとに本事業の評価を行います。</li> </ul> <p>&lt;雇用形態及び人事管理事務等の検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度中に、雇用形態の在り方や、人事管理事務等の事務委託の在り方に係る新たな方針を定め、平成24年度から実施します。</li> </ul> <p>&lt;小学校外国語活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度から、小学校外国語活動実施に伴う小学校5・6学年へのALT配置を拡充するとともに、地域教育力活用事業や学校支援ボランティア制度等により地域人材を活用し、授業の充実を図ります。</li> </ul>				
対応予定年度	平成24年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 37

事業番号	1-20	事業名	中学生職場体験支援事業	担当課	学校教育課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業の拡充
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大変な労力と協力企業や施設の確保が必要であるが、重要なプログラムなので、相模原の中学の特色として強力に拡充していただきたい。</li> <li>・ 民間団体などとの連携をさらに強化して、より中身のある体験を推進していただきたい。学校単位を超えた取組みも有効ではないかと考える。</li> <li>・ 体験した生徒たちの意義が大きいので、積極的に発想を拡充して、実施していただきたい。</li> <li>・ 37校中8校では少なすぎるように思う。</li> <li>・ 全校実施が望ましいが、時間確保、受入先確保等に課題がある。</li> </ul>				
	<p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育の機会を公平にするべきかどうか(均質化すべきか特色を出すべきか)</li> <li>・ 「私のしごと館」のような役割を果たしているように思われるので是非頑張っていたきたい。</li> <li>・ 民間的な発想で頑張っていたきたい。発想を柔軟に持ってもらいたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>&lt;現状把握及び事業評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度中に、各中学校における職場体験活動の現状把握及び本事業の評価を行い、職場体験活動の趣旨の一層の普及・啓発を図ります。</li> </ul> <p>&lt;各校への支援の拡充&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務教育9年間を見通した本市のキャリア教育の趣旨を明確にするとともに、各中学校の教育計画に基づき実施する職場体験活動について、平成23年度から各校の計画に応じて市としての支援を行い、本市の職場体験学習の一層の充実を図ります。</li> </ul> <p>&lt;他団体との連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さがみはら職場体験実行委員会を平成23年度以降も継続して開催し、諸機関や事業所との一層の連携を図ります。</li> </ul>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No. 38

事業番号	2-2	事業名	教職員互助会補助金	担当課	教職員課
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	事業見直し
仕分けにおける 主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いまだにチケット補助など、いかがなものか。見直すべき。</li> <li>・ 「先生は大変だから」というのは説明理由にならない。</li> <li>・ 学校教員の現状の待遇を見れば、特段の福利厚生を行うことが、学校教育の充実につながるという状況ではない。</li> <li>・ 効果が分からないことへ税を支出する意味がない。</li> <li>・ 教育を良くするのは、教員の増、仕事内容の検証など、そもそもを考えるべき。</li> <li>・ 公共の施設を教職員が団体で利用すべきではない。</li> <li>・ 現場の事を理解しながら進めていただきたい。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育自体は非常に大事なことだと思うので、福利厚生だけというのは体制としては不足していると感じる。もう少し教員の心身の健康を重視してほしい。</li> <li>・ 教職員は給与面等から見て恵まれている環境にあるという前提を持つべきである。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>《補助対象事業の見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣他市、政令指定都市、民間企業等の状況などを参考に、引き続き補助対象事業の見直しを図ります。</li> <li>・ 福利厚生事業の効果はあると考えていますが、心身の健康を重視した事業の検討や入浴施設利用助成の廃止など、その内容については引き続き互助会の指導を行ってまいります。</li> <li>・ 入浴施設利用助成の対象補助金相当額40万円を減額いたします。</li> </ul> <p>《結論》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福利厚生事業の実施主体は、地方公務員法第42条により、事業主である相模原市です。本来市が直接行うべき福利厚生事業ですが、これを実施する相模原市立学校教職員互助会に対し、補助金交付という手段でその責を果たすことは合理的であると考えています。</li> <li>・ 今回の貴重なご意見を受け、他市の状況や時代の変化を踏まえながら、市民の理解が得られるよう事業内容の点検・見直しを継続してまいります。</li> </ul>				
対応予定年度	平成23年度				

# 対応方針個別事業シート

No.39

事業番号	2-19	事業名	津久井生涯学習センター管理運営経費	担当課	生涯学習課
仕分け結果	民間	対応方針案	改善	改善内容	管理運営の見直し
仕分けにおける主な意見等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者(主体的な運営・経営責任)へ⇒大幅に市負担を引き下げ⇒応募がなければ廃止。地元自治会への移譲。</li> <li>・ 生涯学習の場と情報の提供は市民にとって重要な教育機会であるが、無料でなければ実現できないようでは持続性はない。使用料減免の見直し、市直営から民間委託化により、持続性ある仕組みにするべき。社会教育、生涯学習といえども費用対効果の低コスト化は当然である。</li> <li>・ 収支の面で、人件費、減免制度を考えると、民間化と考えられる。</li> <li>・ 民間では考えられない考え方だと感じた。目的は良く書かれているが、職員の人件費や人数など金額の議論の必要があると思う。収入と支出のバランスが悪すぎる。</li> <li>・ 地域の施設にふさわしい管理運営が望ましく、区に移管し、かつ、地域団体の自主管理に委ねてはどうか。</li> <li>・ 使用料減免措置は見直すべき(適正な受益者負担)。</li> <li>・ 市民のためにこういった場の必要性はあると思うが、使用料等を含めた事業費全体のあり方を再検討した方が良い。</li> </ul> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習やスポーツを楽しむ場は必要だと思うが、使用料、減免制度について見直しをしてもらいたい。</li> <li>・ 収支のバランスが悪い。収支バランスを改善するためにも民間で事業を行うのが良いと思う。</li> <li>・ 市が税金を投入しなくても、地域で運営できるような仕組みを検討してもらいたい。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた市の対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間活力の導入による施設の活性化及び低コスト化をはかるため、指定管理者制度を導入します。</li> </ul> <p><b>【仕分け結果と対応方針が異なる理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この施設は、地域特性を生かした生涯学習活動の場等を提供することにより、市民の生涯学習の振興を図り、市民生活の充実に寄与するために必要な施設ですが、本事業を民間で行う場合、施設管理及び事業経費を使用料等で賄う必要があります。そのためには使用料等を現在の9倍以上に引き上げることとなり、結果として利用団体数や受講生の減少が予想され、収支バランスからみて、民間へ移行することは困難です。</li> </ul> <p><b>&lt;見直しの実施&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、使用料及び減免制度については、市教育委員会の附属機関である社会教育委員会議に社会教育施設のあり方について諮問をしていますので、答申(平成23年10月予定)に基づき、必要な見直しを実施します。</li> </ul>				
対応予定年度	平成25年度				

# 対応方針個別事業シート

No.40

事業番号	2-20	事業名	視聴覚ライブラリー施設運営事業	担当課	図書館
仕分け結果	市(要改善)	対応方針案	改善	改善内容	図書館との一体化
仕分けにおける 主な意見 等	<p><b>【評価シートコメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16ミリ・ビデオ作品のDVD等への置き換え(ソフト購入、デジタル保存等)により、機械費用を削減する⇒全体の運営コストの見直し。市立図書館機能との統合を含む。</li> <li>・ 視聴覚ライブラリーと図書館との統合は早期に推進すべき。</li> <li>・ 16ミリ映写機の配送委託は必要なのか。</li> <li>・ 視聴覚ライブラリー施設が設立以来保有している16ミリ映画と映写機が事業継続の障害になっているので、必要な16ミリ映画はデジタル化して残して16ミリは廃止すべきである。さらに正規・その他職員についても民間委託が可能で、本事業については一旦廃止して、デジタル時代に適合した統合事業を再構築すべきである。</li> <li>・ 配送、人件費などを考慮し、効率化していただきたい。</li> <li>・ サービスの向上及び貸出範囲の拡大を検討してみたらどうか。利益も考えつつ、視聴覚教育の振興を望む。</li> <li>・ 全体的にコストが高い。必要性がどの程度なのか今ひとつ分からない。他の事業と統合して、効率化を図った方が良い。</li> </ul> <hr/> <p><b>【議論における意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館と統合するべきである。16ミリフィルム貸出しに関しては、一定の利用料も取るべきである。</li> <li>・ 配送等については、配送方法の見直しを行い、コストの縮減が必要である。</li> </ul>				
仕分け結果を受けた 市の 対応方針	<p><b>【仕分け結果を受けた市の対応方針】</b></p> <p>&lt;改善策等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視聴覚ライブラリーが提供する、教材等の貸出や配送等の各種サービスについては、相模原市図書館基本計画に基づき、図書館の管理運営検討委員会で検討し、図書館とのサービスの一体化を進めます。〔平成24年度〕</li> <li>・ 視聴覚教育の調査・研究等を含むライブラリー機能については、市立図書館の中央図書館機能の検討整理にあわせて、図書館への段階的統合を図ります。〔平成25年度〕</li> <li>・ その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主制作以外の市販の貸出用16ミリフィルムをDVD等にデジタル変換をすることについては、著作権上課題が多いので研究を進めていきます。</li> <li>・ 16ミリフィルム作品の購入については、必要最小限とし、今後はデジタル資料を購入します。</li> <li>・ 視聴覚ライブラリーのPRを積極的に行います。</li> <li>・ 条例で教材等の利用にあたっては、いかなる対価も徴収してはならないとされています。また、図書館法の規定からも、教材等の利用について料金を徴収することはできませんが、施設利用面に対価を徴収する余地は考えられるので研究をします。</li> </ul> </li> </ul>				
対応予定年度	平成24年度				